

## 第 1 章 総則

- 第 1 条 名称及び事務所  
本会は東海大学付属大阪仰星高等学校同窓会と称し、その事務所を大阪府枚方市桜丘町 6 0-1 東海大学付属大阪仰星高等学校内に置く。
- 第 2 条 目的  
本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 事業  
本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。  
1. 会員の親睦及び向上をはかるための各種行事  
2. 母校の後援  
3. その他、必要と認める事業

## 第 2 章 組織及び会員

- 第 4 条 組織  
本会は次の会員で組織する。  
正会員 東海大学付属大阪仰星高等学校卒業生  
準会員 母校在校生徒  
特別会員 母校現教職員  
客員 母校旧教職員

## 第 3 章 役員

- 第 5 条 役員  
本会に下記の役員をおく。  
名誉会長 1名 母校校長  
会長 1名 正会員より幹事会にて推薦し、総会で定める。幹事を兼務。  
副会長 3名 上に同じ。幹事を兼務。  
会計 2名 幹事より 2名選任する。  
事務局長 1名 正会員より 1名選任する。幹事を兼務。  
事務局次長 2名 正会員より 2名選任する。幹事を兼務。  
幹事 正会員より若干名選任する。  
委員 卒業年度ごとに若干名選任する。  
支部長 幹事の中より、会長が委嘱し、兼任することもできる。  
会計監事 1名 母校事務長に委任する。
- 第 6 条 役員の職務  
役員の任務は、次の通りである。  
会長は会務を統理し、本会を代表する。  
副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。  
会計は、本会の資金の支出入を処理し報告する。  
事務局長は、会長を補佐し、本会事業の事務業務を担当する。  
事務局次長は、会長及び事務局長を補佐し、事務業務を担当する。  
幹事は、会長を補佐し、本会事業の企画運営に参画する。  
委員は、イベント実施に係る作業・運営にあたる。  
支部長は、各道府県で組織する支部を代表する。  
会計監事は、会計事務を監査する。
- 第 7 条 役員の任期  
役員の任期は、就任した年度の定期総会から 2 年とする。但し、再任は妨げない。

## 第4章 機関

### 第8条 機関

本会は次の機関をおく。

1. 総会
2. 幹事会
3. イベント作業部会

### 第9条 総会

本会は2年に1回総会を開き、次の事項を行う。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会議決は出席会員数の過半数以上とする。ただし、役員の設定、会則の改正等については3分の2以上とする。

1. 事業報告
2. 予算決算報告
3. 役員の設定（会長・副会長・会計・事務局長・事務局次長・幹事）
4. 会則の変更
5. その他、必要と認める事項

### 第10条 幹事会

幹事会は、会長、副会長、会計、事務局長、事務局次長、幹事をもって構成する。本会は会長が必要と認めるとき、又は幹事会構成員の3分の1以上から要求されたとき幹事会を開き、次の事項を行う。案件の承認は、幹事会の3分の2以上の同意を得て成立する。

1. 予算及び決算に関する事項
2. 第3条に関する事項
3. その他、本会の運営上重要な事項

## 第5章 会計

### 第11条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第12条 運営費

本会の運営は、入会金・事業収入及びその他（寄付金・貯金利子等）の収入をもってまかなうものとする。

### 第13条 入会金の徴収

入会金は15,000円とし、卒業時に徴収する。但し、入会金の払い戻しはしない。

## 第6章 補則

### 第14条 会計の備える帳簿及び決算

1. 出納簿
2. 収支証憑書綴
3. 会計は、会計年度の終了後速やかに決算書を会長に提出する。
4. その他

### 第15条 資金の保管

会費の徴収は東海大学附属大阪仰星高等学校事務室に委託し、保管は会計が責任を持って行う。

### 第16条 細則

本会会則運営上の細則は、幹事会の議決を経て会長がこれを定める。

## 附則

本会会則は、昭和61年3月2日より実施する。

平成4年8月9日改訂  
平成19年11月18日改訂  
平成23年11月20日改訂  
平成25年11月17日改訂  
平成27年11月22日改訂  
平成29年12月16日改訂  
令和元年12月21日改訂

## 同窓会会則細則

### 第1条 目的

この細則は、東海大学付属大阪仰星高等学校同窓会会則（以下「会則」という）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 細則の改正

本細則の改正は幹事会で議決する。

### 第3条 経費について

1. 5万円以上の経費については、幹事会の過半数の賛同を必要とする。
2. 母校在校生徒の部活動について、全国大会及び同等の大会に出場が決まった場合は支援金を贈与する。

### 第4条 表彰及び慶弔

本会の会員、役員で本会のために特別の功労が認められた場合、会長はこれを表彰することができる。  
また、関係者の慶弔に関しては、別に内規を定める。

### 第5条 役員推薦の基準

1. 総会開催の直近まで同窓会役員として、同窓会運営に従事しており、再任を希望するもの
2. 総会開催の直近まで同窓会委員として、同窓会運営に関する活動に積極的に参画しており、役員への昇格が適切と認められるもの
3. 仰星高校により、在学時ならびに卒業後の活動成果の評価に基づく、役員としての適正について推薦を受けたもの

## 同窓会 内規

### ◎部活動の支援金について

- ・全国大会出場に際して、各クラブ一律5万円の寄付を学校に対して行う。（年間最大4回までとする。）
- ・全国高等学校ラグビー大会、全国高等学校野球選手権大会、選抜高等学校野球大会、全国高等学校サッカー選手権大会、全日本吹奏楽コンクール出場の場合、寄付金は20万円とする。

### ◎会員の弔事について

- ・弔事の連絡が入ったものに関しては、香典として5,000円を出す。

### ◎卒業式、入学式に役員代表が出席した場合、祝金1万円を出す。